

平成27年9月29日

答申第593号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「視聴者からの『問い合わせ』に対する公平負担の考え方、手数料の扱い」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年9月29日（第224回審議委員会）

第607号諮問、審議、答申